



第4期 郡山市教育振興基本計画について

策定の背景

(1) 背景と趣旨

①概要：

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における「教育振興の施策に関する基本的な計画」として位置付けられ、今後の本市教育の進むべき方向とその実現のために必要な施策等を明らかにするものです。

②対象分野：

「学校教育」「生涯学習」の2分野

(2) 計画策定の必要性

①現計画（第3期）の計画期間が、令和6（2024）年度で満了

②国の「第4期教育振興基本計画」〔令和5（2023）年6月16日閣議決定〕策定

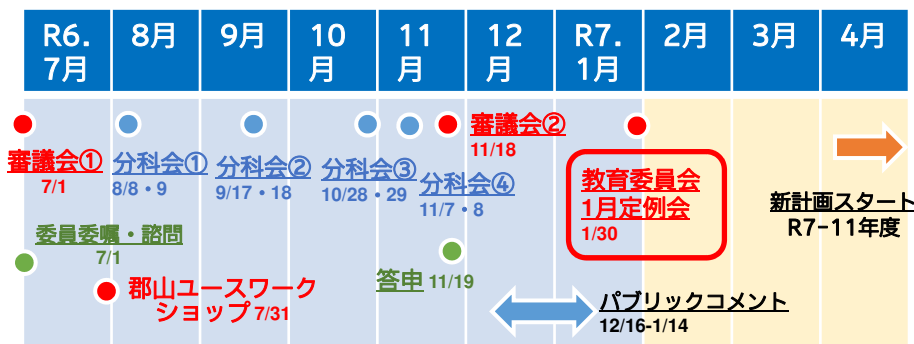
(3) 計画策定の方針

①国の「第4期教育振興基本計画」の2つのコンセプト、5つの基本の方針について、本市の実情に応じ、参酌します。

②「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の教育にかかる基本事項（大綱や目標等）を踏まえ、教育委員会における最上位計画として体系的に整理します。

(4) 計画期間 R7（2025）年度～R11（2029）年度（5年間）

今後のスケジュール



第4期計画の概要

【国のコンセプト①】

持続可能な社会
の創り手の育成

“多様性・インクルーシブ
教育・多文化共生社会”

“VUCA（変動性、
不確実性、複雑性、
曖昧性）の時代”

“グローバル化
の進展”

“人生100年時代の
リカレント教育と
リスキリング”

“気候変動と自然
災害の激甚化”

“学校の働き方
改革”

“コロナ禍を経たレジリエンス教育”
“少子化・人口減少・高齢化”

“DX・AI・ロボット・GX”

“Society5.0で活躍
する人材の育成”

【国のコンセプト②】

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

“いじめ・不登校・
特別な支援が必要な
子どもの増加”

基本理念 ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造

基本コンセプト

一人ひとりのウェルビーイングと「学び」を高める 郡山の教育

重点分野

重点分野①

重点分野②

重点分野③

[R7(2025)
11(2029)年度]

基本目標 (郡山の教育のあるべき姿)

1. 個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進

2. 家庭や地域と一体となった豊かな学校教育環境の形成

3. 未来へつなぐ教育機関の充実

4. 社会全体で取り組む子どもの学びや育ちの支援

5. 生涯学習社会を実現する学びと成長のエコシステムの構築

：令和の日本型学校教育を実現する学校の働き方改革、教育DXと学び方と教え方の変革、持続可能な開発のための教育（ESD）

：いじめ・不登校・虐待への対応強化、特別支援教育の推進、地域とともにある学校づくりと家庭との連携（コミュニティスクール）

：郡山市版「幼保小の架け橋プログラム」の推進

：家庭教育支援の強化、地域の教育力の向上、次世代の「学びたい」支援、子どもの居場所支援事業

：ICTを活用した全世代型アクティブラーニングの環境づくり、リカレント教育の推進、生涯学習力の向上

エコシステム：「生態系」を意味する生物学の専門用語で、地域の団体や人材が密接に連携し、地域の生涯学習環境を形成していることを表しています。

策定のポイント（3つの重点分野）

①持続可能な地域の創り手の育成・ESDの推進

→全世代で「学び」に触れる環境づくり、未来のまちづくりの担い手を育成し、シビックプライドを醸成する好循環を創出

②誰一人取り残されない学びの推進

→不登校や特別支援等多様な学びを支援する環境づくりと多様な背景を持つあらゆる市民のウェルビーイングを高める包摂的な学びの推進

③新たな課題に即応した環境づくり(学びのDXと働き方改革、食育の推進)

→全世代に向けた「学び」の情報発信を強化する学びのDX